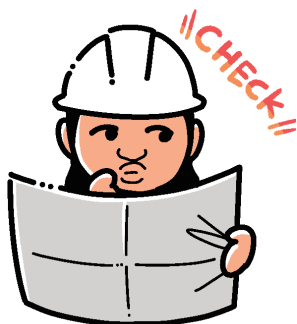


アスベスト（石綿）対策の 規制が強化されています

3分でわかるアスベスト法改正まとめ

1 すでに改正されたこと

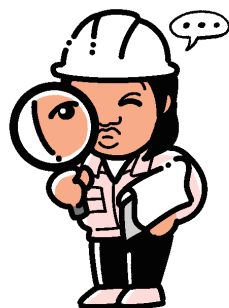
1 書面調査と現地での
目視調査で確認



2 工事対象となるすべての
部材で事前調査が必要
(石綿飛散リスクが少ない作業は不要)



3 分析調査の実施



※使用有無が確認できない場合、使用されているとみなし、石綿ばく露防止の措置を取れば分析調査は不要

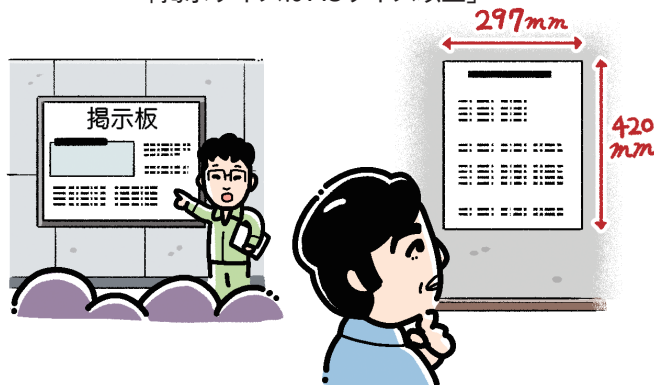
4 調査結果を3年間保存



5 発注者へ調査結果の説明



6 調査結果の作業現場への備え付け
「掲示サイズはA3サイズ以上」



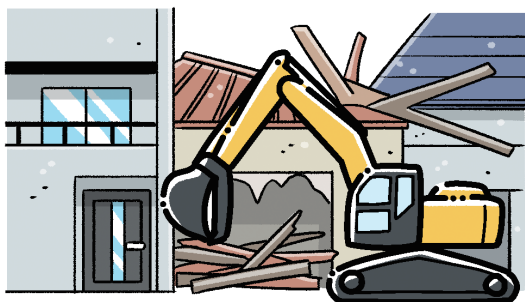
7 罰則の新設と都道府県
による立ち入り検査の
対象が拡大



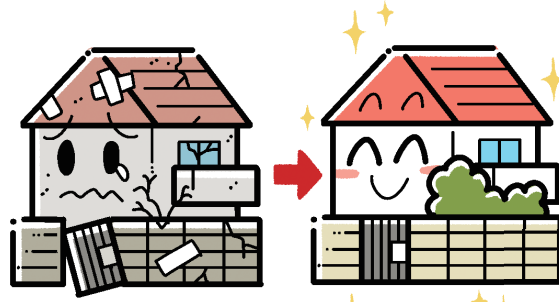
2 2022年（令和4年）4月から改正

以下の工事を行うには、アスベストの有無にかかわらず、
労基署・都道府県知事に事前調査結果の届出が義務化

80㎡以上の解体工事



100万円以上の改修、特定の解体・改修工事

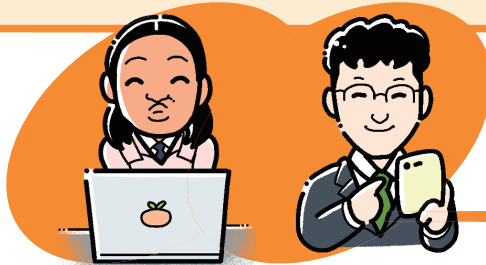


裏面へ
続く→

工事前までに事前調査結果を報告

2023年10月まで、調査や届出について
誰が行っても問題はない。
2023年10月からは有資格者だけと
なるため、調査者資格の取得がカギとなる。

※データベースの場合は1度の提出で済む。
紙ベースでの届出も可能だが、同じものを2度提出となる。



パソコン・スマホから
24時間報告できます。

労働基準監督署



自治体



2023年10月までは、 調査者資格を取得する準備期間

3 2023年(令和5年)10月から改正

事前調査と届出は、調査者資格がないと実施できない

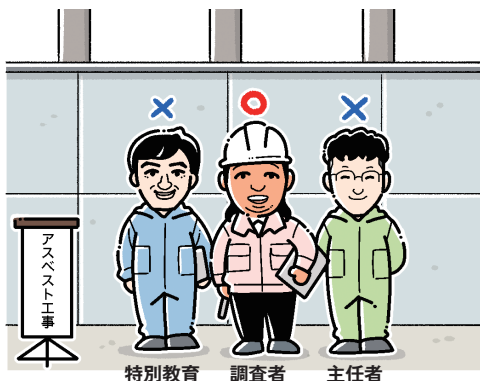
※義務化までは調査者以外が調査することも可能

令和5年 10月から	アスベストの 調査	作業責任者	現場作業
調査者	○	×	×
作業主任者	×	○	○
特別教育	×	×	○

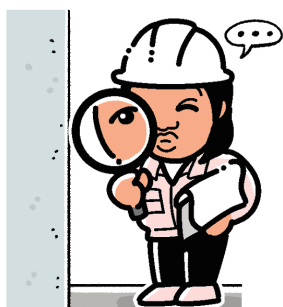
アスベスト工事を自社ですべて行うためには、調査者と作業主任者の資格が必要です。

調査資格を持つメリット：自分で調査可能

持たないデメリット：業者に調査を依頼する費用が発生

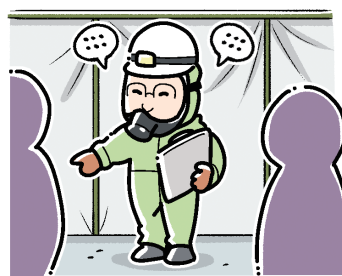


石綿含有建材調査者



健康障害を未然に防止することを目的に、
建物にアスベストが含まれているかどうかを把握するため、
正確な調査を行う人。

石綿作業主任者



解体・改修工事現場
などで、作業主任者の
選任が必要。
労働者への作業指揮、
退避指示、汚染の除
去などを行う。

調査資格なし

石綿取扱作業従事者 特別教育



解体・改修工事現場
などで、石綿を取り
扱う作業については、
特別教育を修了して
いることが法律で義
務づけられている。

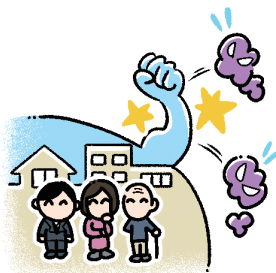
調査資格なし

アスベストに関する法規制が強化される背景

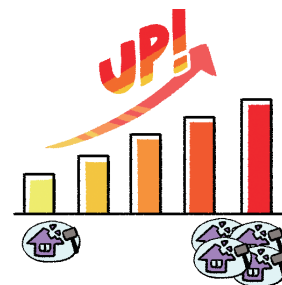
静かな時限爆弾



- ・石綿健康被害の深刻化
- ・吸い込んでから30～40年
経って発症する場合がある



- ・労働者の安全と衛生を守る
- ・大気汚染から近隣住民を守る



今後解体改修工事が増える見込み。
様々な対象を講じなければならない。

詳しい内容は
こちらをご確認ください。

